

障害者虐待防止について



障害者施策課基幹相談支援係

今年度の対応状況

(対象が特定されないよう加工しています)

■ 3月1日現在

▶ 今年度対応数 76件

(昨年度以前の通報に対するモニタリングや再調査含む)

▶ うち今年度通報数 61件

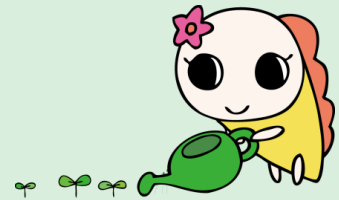
▶ 養護者による虐待 33件

▶ 従事者による虐待 28件

従事者による虐待は
知的障害（重複障害を含む）のある方に対するものが
圧倒的に多い

障害者福祉施設従事者等による虐待 【 発生要因で多く見られるもの 】

- ▶ 障害特性の理解不足・障害特性に応じた支援力不足
- ▶ 虐待に対する認識、知識不足
- ▶ 支援に困った時に相談できない、チームでの支援ができていない
- ▶ 職員の感情コントロールが効かない、アンガーマネジメントができていない
- ▶ 職員体制（人員不足）からひとりで対応しなければならない場面が多い
- ▶ 「その支援はおかしい」と言えない職場風土、見て見ぬふり
- ▶ **不適切行為への気づき**がない、小さな不適切行為の積み重ね



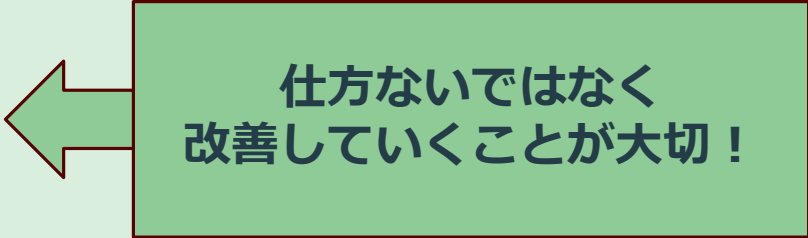
「障害者福祉施設従事者等における障害者虐待の防止と対応の手引き」令和6年7月版
(厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援推進室)
厚生労働省のホームページに掲載されています。
施設運営や支援の参考になる内容がたくさん載っていますので参考にしてください。

【虐待と不適切なケア】

不適切な対応

⇒集団生活、安全優先、障害が重度だからという理由で正当化されがち

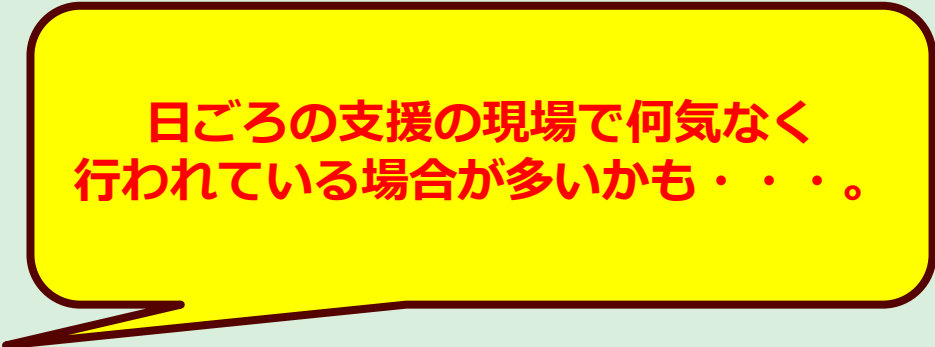
- ・ 不適切なケアに気づくこと（個人・チーム・組織）
- ・ 不適切なケアを意識し、説明責任を果たすこと
- ・ 不適切なケアを工夫し、適切なケアにしていくこと



仕方ないではなく
改善していくことが大切！

心理的虐待は日常的に存在する

- ・ 乱暴な言葉遣い：怒鳴る、罵る
- ・ 子ども扱いする
- ・ 他の利用者と差別的な取り扱いをする
- ・ 利用者の要求を故意に無視する
- ・ 威圧的な態度をとる
- ・ 冷たい、侮辱した視線をおくる
- ・ 舌打ちする、ため息をつく



日ごろの支援の現場で何気なく
行われている場合が多いかも・・・。

【 通報義務について 】

▶ 障害者虐待防止法では、

「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した人(障害者虐待の疑いに気づいた人)は、市町村等へ速やかに通報する義務があるとする幅広い通報義務が定められています。

※虐待の疑いの段階で通報義務があります！

※通報の遅れにより状況が悪化していることが多く見られます。

- ・ 通報先は市町村の障害者虐待の通報窓口です。

⇒令和3年4月からは「基幹相談支援センター」が通報等の窓口です。

(施設従事者等による虐待は、対象者の支給決定をしている市町村が対応)

※通報があった場合には区の事実確認調査に協力をお願いします。

虐待対応の考え方

- ▶ 罰を与えることが目的ではない！！
- ▶ 通報をきっかけに日頃の支援を見直し、**より良い支援、より良い事業所運営**に活かしてもらう。
- ▶ 通報後の調査依頼に応じてもらうことは、**必ず事業所・支援者を守ることに繋がる。**

通報があったと聞くと驚きますが
支援を見直し、他機関と
繋がりあうチャンスと捉えてください

【 障害者虐待防止の更なる推進 】

▶ 運営基準に以下の①～③の内容を組み込む

令和3年度から努力義務、1年間の準備期間を設け、**令和4年度から義務化**

①従業者への研修実施(義務化)

②虐待防止のための対策を検討する委員会として**虐待防止委員会**を設置するとともに、委員会での検討結果に従業者に周知徹底する。(義務化<新規>)

③**虐待の防止等のための責任者**の設置（義務化）

※虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等。

虐待防止委員会の取組例

- ▶ 実際に起きた虐待案件の振り返りや改善計画の作成、検証
- ▶ 通報に至っていないが、不適切と思われる支援についての検証
- ▶ 虐待防止研修の企画や振り返り
- ▶ セルフチェックリストの分析や共有
- ▶ 施設運営や職員体制など虐待に至ってしまう要因がないか検証

【身体拘束等の適正化の推進】（１）

- ▶ 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

- ▶ 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

【身体拘束等の適正化の推進】（２）

▶ 運営基準

以下の②～④の規定を追加（訪問系以外のサービスについては①は規定済）

訪問系サービスは①～④を追加 ①～④は令和3年4月から努力義務化、令和4年4月から義務化

訪問系サービスの①は令和3年4月から義務化

①身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

④従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

▶ 減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束等廃止未実施減算5単位／日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④までのすべてを令和5年4月からの適用とする。

杉並区の障害者虐待通報窓口は 杉並区基幹相談支援センターです



< 通報・届出専用電話番号 >

 **03-5335-7345** (平日8:30~17:15)

FAX 03-5335-7679

※土日祝日夜間⇒杉並区役所休日夜間受付 ☎03-3312-2111
(障害者施策課の担当者に連絡します)

虐待かも...と思ったら、相談、連絡を！